

業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意を除く）

整理 番号	案件名称	委託種目	履行場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 (随意契約理由書番号)
1	統一した基準による地方公会計制度にかかる財務諸表作成支援業務委託 (平成29年度)	147その他 情報処理	あべのルシアス	日本電気株	1,816,560	平成29年7月3日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	G4

随意契約理由書

1 案件名称

統一的な基準による地方公会計制度にかかる財務諸表作成支援業務委託(平成 29 年度)

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（以下、「施設組合」という。）では、事業開始時より特別地方公共団体として独自に事業を実施するため、内部系システムである人事給与システム及び財務会計システムの初期構築について、日本電気株式会社と契約を締結し、平成 26 年 9 月のシステム構築完了後、構築したシステムとの密接不可分の関係から、同事業者と平成 31 年 12 月 31 日までサービス利用業務委託の契約をしている。

新地方公会計方式の対応については、初期構築時に当時の総務省・基準モデルに対応した公会計システムを併せて導入している。

一方で、平成 27 年 1 月に総務省より新たに示された「統一的な基準による地方公会計制度」(以下、「新公会計制度」という。)に対応するため、平成 27 年度及び平成 28 年度に財務会計システム及び公会計システムについて、同事業者と随意契約により必要な改修を行った。

現在、施設組合の担当者により、平成 28 年度決算にかかる新公会計制度に対応した財務諸表の作成について、平成 27 年度決算を参考にしながら作業を進めているが、各種項目の精査や整理を行うにあたっては、民間企業における会計方式である複式簿記に精通しているほか、新公会計制度に関する知識を有している必要があるため、公認会計士等の専門家からの助言等の支援を受ける必要がある。また、併せて施設組合で利用している財務会計システム及び公会計システムに関する知識を有し、設定や操作方法等に関しても支援を受ける必要があることから、サービスを提供している同業者以外の業務対応は困難である。

よって、これらの条件を満たす唯一の業者である日本電気株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合総務部総務課
(電話番号 06-6630-3185)